

捜査関係事項照会と監視社会

2019年3月6日

自由法曹団治安警察問題委員会事務局長

東京合同法律事務所

弁護士 横山 雅

第1 出発点 - 条文の確認

刑訴法第197条

1項 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない。

2項 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

→捜査関係事項照会は第2項が根拠条文

弘文堂「条解刑事訴訟法」第4版増補版374頁

「報告を求められた公務所・団体は、原則として報告すべき義務を負う・・・本項によって報告がなされた場合には、法的義務に基づくものであるので、国家公務員法、地方公務員法などの規定による守秘義務に違反しないものと解されている」

※刑訴法197条1項の意味

強制処分(強制捜査) = 個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段(最判昭和51年3月16日)

強制処分法定主義 = 強制処分を行うには法律上の根拠が必要 → 国会の民主的統制

令状主義 = 強制処分を行うには裁判所の発行する令状が必要 → 裁判所の司法的統制

→ 三権分立による行政(捜査機関)への統制

→ 強制処分に該当しない捜査は全て任意処分(任意捜査)

→ 任意処分は法律上の根拠は必要なく令状も必要ない

→ 刑訴法197条2項の捜査関係事項照会は任意処分(任意捜査)

※捜査関係事項照会の具体例：傷害事件で診断書を作成した医師への問い合わせ等

→ 従来の利用方法ではさほど問題なく行われていた？

第2 ポイントカードの情報提供問題

買い物や商品のレンタルなどで特典ポイントがつくTカードの運営会社が、利用状況など個人情報を会員に知らせないまま、裁判所の令状もなく、捜査機関に提供していた。刑事訴訟法で定められた「捜査関係事項照会書」に基づき提供していたことが報道により判明。「T 会員規約」に当局への情報提供を明記せず、当局も情報を得たことを本人に知られないよう、保秘を徹底していた。

→問題点は？

①刑事訴訟法からの検討

→第1のとおり、捜査関係事項照会は任意処分(強制力を持たない)

→令状審査不要

→対象犯罪に制限なし→捜査のために必要であれば、事件の軽重を問わない

※「捜査関係事項照会書」には、「保秘の徹底を願いたい」といった一文記載

∴誰に対して捜査中か、照会先から捜査対象者に対して漏らされると、罪証隠滅・逃亡の虞れ

②個人情報保護法からの検討

第23条

「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」

→個人情報保護法はお墨付きを与えている！

※企業の対応について

→捜査関係事項照会を受けた企業は回答を拒否しても罰則はない。

→実際は数日で関連する資料のコピーを添付する形で任意に返答する

∴個人情報保護法がお墨付き。

拒否しても令状を取得して情報を得ることが可能。令状での搜索差押の企業への負担なお、提供する情報の中身によっては令状を要求する企業も。

③憲法のプライバシーの権利からの検討

前科照会事件(最判昭和56年4月14日)

(事案の概要)

私人Xは自動車教習所(以下、「会社」という。)の指導員をしていたが解雇され、会社を相手取って地位保全の仮処分を申請した。これを受けて会社側の弁護士が弁護士法23条の2に基づき弁護士会を通じて京都市伏見区役所にXの前科・犯罪経歴の照会を行った。

伏見区役所はこれを中京区役所に回付し、京都市長(窓口である政令指定都市区役所)はこれに応じて、Xの前科・犯罪経歴について、京都弁護士会を介して当該弁護士に対して回答した。弁護士を通じて前科がある旨の回答を受け取った会社は、経歴詐称を理由に「予備的解雇」を通告した。これに対しXは、当該回答はプライバシー侵害であるとして、損害賠償等の請求をした。

(争点)

区長による前科の開示が公権力の違法な行使にあたるか

(判旨)

「前科及び犯罪経歴(以下「前科等」という。)は人の名誉、信用に直接に関わる事項であり、前科等のあるものもこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」

「裁判所から前科等の照会を受けた市区町村長は、これに応じて前科等につき回答をすることができるのであり、同様な場合に弁護士法23条の2に基づく照会に応じて報告することも許されないものではないが、その取扱いには格別の慎重さが要求されるものといわなければならない」

「市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたりと解するのが相当である。」

※学説ではプライバシーの権利は自分の情報を放っておいてもらう権利

→自分の情報を自分で利用(収集・利用・削除も含めて)できる権利

c f : GPS 最高裁判例(従来の裁判所よりプライバシーの考え方に積極的)

第3 対抗方法

捜査照会やそれに基づく個人情報に適正に利用されているか否かの監視は不可欠
場合によっては国賠等の検討!立法化の要求も必要!(現行刑事訴訟法の制定は昭和23年であることに注意!)

もっとも、会員規約があってもろくに確認しないまま同意し、捜査当局への情報提供な

ど比較にならないほど犯罪と関わりのないユーザーの個人情報がユーザーの知らないところで提携企業に日々提供され、セールスなどに利用されている実態が問題

第4 監視社会の実態

①カード

ポイントカードのみならず交通系カードにも捜査関係事項照会は可能
クレジットカード払いや口座引落しだと、カード会社や銀行などに捜査照会をすることで、カードや預金口座の利用情報を簡単に取得
他方、現金払いの場合には、支払った日時や場所、内容などに関する解明ができないという問題点が過去にはあった。

→この解決につながったのがポイントカードや交通系カードの普及

→「Tカード」に限らず、ポイントカードや交通系カードの発行会社に捜査関係事項照会を行えば

ア・登録時の個人情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、登録クレジットカードや預金口座など

イ・登録後の利用情報

交通、コンビニ、ファストフード、銀行、新聞、航空会社、レンタルビデオ、ネット通販、ガソリンスタンド、ホテル等の情報が取得可能

→ポイントカードと交通系カードの分析により、利用日時や場所、内容などが把握できるし、コンビニへの立ち寄り状況などを分析すれば、通勤経路、行動範囲、公道時間が判明

→防犯カメラの映像やインターネット(フェイスブックなど)から容貌を取得し個人の特
定が可能

②電話

メタデータ=いつ、どこに行ったか、誰と通話したか等の情報のこと

→メタデータを分析すればその人の人となりや関係者が分かる。

ア・通話先がどこであるか、例えば病院(その病院の専門分野は?)、誰と友人か、不倫等をしている可能性はあるか→その人の弱みを握ることができる。

c f : アメリカでは、愛国者法にもとづいてさえメタデータ入手のために令状が必要

※共謀罪の立証、盗聴法の拡大

c f : Nシステム(今市事件)

※スマートフォンとGPS

→総務省ガイドラインでは、検証令状が出た場合は、本人に通知することなく、GPS
捜査が出来るということだ。そして、携帯大手三社は、どの携帯が本人への通知なしに

なるかは「捜査に支障が出るので、教えられない」とする。

③防犯カメラ

公共の場にカメラを設置→通行人の画像を撮影→顔認識ソフトウェアを利用→フェイスブック上で公開されている写真とその画像を照合→判明した氏名で他のデータベースの情報を検索→これをすべて同時に行うことによってカメラの前を通りかかった人物の個人データをリアルタイムでディスプレイに表示することに成功（ブルース・シュナイアー「超監視社会」草思社76頁より）

※歩行認容

「人工知能（AI）の学習機能を活用し、映像に記録された歩き方の特徴から個人を識別する技術の精度を大幅に高めたと、大阪大の八木康史教授（画像認識）のチームが発表した。犯罪捜査などへの応用が待期されるという。チームは、映像でとらえた人物の歩く姿勢や歩幅、重心、手の振り方などをコンピューターで数値化することで、個人を特定する技術の開発を進めており、警察庁が防犯カメラに映った被疑者の特定などで試験運用している。しかし、体の向きが違うと、精度が大きく落ちることが課題だった。

そこでチームは、大量の画像から自動的に特徴を学ぶ『深層学習』というAI技術を使い、様々な方向に歩く約1万人の映像をコンピューターに学習させた。その結果、従来は体の向きが90度違うと、同一の人物かどうかを識別できる確率は61.5%だったが、新しい技術では95.8%にまで高まった。

大勢の中から特定の人物を探し出す能力も向上。5000人から50人の候補まで絞り込む作業は、約8割の確率で成功したという。

八木教授は『人の歩き方には個人差が大きく、カメラから数十メートル離れた場所でも個人を特定できる。犯罪捜査などに活用してもらいたい』と話す。」紙面 2017年11月8日読売新聞夕刊より

c f : 靴の裏

「…警察は昔から容疑者に関する情報を収集してきたが、現在はその情報が利用可能かつ共有可能なデータベースで保管できるようになって、監視能力が向上した。ひと昔前なら警察官が街頭で怪しい人物を見かけても、その人物の危険性について過去や未来の状況まではわからなかった。だが、間もなくデジタル化された顔認識技術がその人物の身元を特定し、犯罪データが犯罪歴の詳細を洗い出し、アルゴリズムが危険度を判定して、市内全域に設置された大量の監視カメラ映像が数時間前からのその人物の行動状況をビデオ監視という形で提供するようになる。ビッグデータは容疑の見えなかった部分に光を当てる。ただしそれはまた、監視対象を捉えるレンズを拡大することにもなる。」（「監視大国アメリカ」アンドリュー・ガスリー・ファーガソン著 原書房より）

アリストテレスは

「人々が政府のことについてすべてのことを知っていること、これが民主主義だ。政府が多くのことを知っているが人々が政府のことを知らない、これは専制政治である」と言っていた。